

# 中世前期越後国における流通と交通をめぐって

## 管 一 典

はじめに

本論は、一三世紀前半の越後国における日吉社神人に関わる文書を中心に考察し、日吉社神人等と守護・地頭による流通と交通をめぐる構造の変化について論じていこうとするものである。

現在の越後平野は、日本でも有数の米作地帯であり、信濃川・阿賀野川という二大河川に代表される豊富な水によって、秋には豊かな収穫が可能となっている。しかしこの悠々たる河川の流れと水田の広がる景観は中世にまで遡ることはできない。中世の越後平野は河川・潟湖の入り乱れる世界であった。<sup>1)</sup>このような環境のなかでは、河川潟湖による流通と交通が発達し、重要視されたのである。

中世初期の流通と交通においてとくに中心的な役割を担ったのは、「神人」・「供御人」といわれた人々である。それらの人々は、天皇や権門寺社から様々な「特権」を得て、列島各地において広範に活動した。「神人」・「供御人」のすべてがそうであったわけでもなく、また、それ以外の人々も流通と交通に携わっていたことは間違いない。しかし、「神人」・「供御人」の多くが天皇や大寺社などの中央権力と結びつくこ

とによって得た特権を背景に、列島各地において活発な活動を行ったことは、中央と地方の結びつきや、地方の流通・交通のあり方に大きな影響を与えた。

地方において流通・交通に従事していた人々は、中央の「特権」をもっているこのような人々に組織化されたり、あるいは、みずから進んでその傘下に入ることによって「特権」的な活動を行うようになっていき、その結果、特色をもちながらも、中央との結びつきを強め、全国的規模の商品流通構造との関わりをもち、その展開を担っていく。

しかし、鎌倉幕府の成立によって東国を中心として「神人」・「供御人」と呼ばれる人々をとりまく環境に変化が訪れる。これまで天皇・大寺社という旧来の権威によって成り立っていた特権が、鎌倉幕府という新しい権威の登場によって脅かされることとなったのである。それは、在地において強力に支配を強めた地頭たちの動きであり、国衙機構の機能を吸収しながら力を伸ばした守護の登場である。

鎌倉初期の越後国は、城氏滅亡による大闕所地として鎌倉幕府の支配を直接的に受けてスタートする。<sup>2)</sup>それは、流通・交通を担う人々にとくに多大な影響を与えることとなったのである。

一 「近江国日吉社大津左右方神人等解写」<sup>③</sup>

一三世紀初頭、越後国豊田荘において日吉社神人が存在していたことを建仁二（一一〇二）年六月日付の本文書によって知ることができる。

豊田荘は、現在の新潟県豊浦町周辺にあった東大寺領である。荘内には福島潟がある。福島潟は「正保越後国絵図」<sup>④</sup>にみられるように、越後平野を乱流する大小様々な河川が流入し、阿賀野川から蒲原津、そして日本海へとつながる河川交通の要衝であった。<sup>⑤</sup> 建保二（一一二四）年の「東大寺領諸荘田数所当等注進状」には、越後国豊田荘の年貢が越前国敦賀津まで船によって運搬されていることが記されている。<sup>⑥</sup> 古代以来、その地の利を活かして物資の集積地としての機能を果たしてきた福島潟の機能を考慮するならば、おそらく豊田荘内の年貢も、福島潟に集積され敦賀津へ運ばれていたであろう。この河川潟湖の交通・流通が活発であった豊田荘において、日吉社神人と地頭との衝突が起こったのである。<sup>⑦</sup> 以下文書の前半部を引用し、そこから読みとれる日吉社神人の訴訟を考察していくこととする。

日吉社大津左右方神人等解、申請 本社裁事

請殊蒙 社恩、令言上 貫首政所、経 上奏、召上其

身与神人遂対問、任犯科軽重、被糺狼藉真偽、為

越後国豊田庄地頭字開瀬五郎義盛侮 朝章、

蔑神威、擲取不誤神人清正身、加禁誡、行科料、封納

住宅、所持神物追捕取、於其私宅者、以已嫡男開瀬大郎令沙汰居、加之奪 山王三聖御正躰天、成破損、踏入泥中、三十余人神人等、或加刃傷、或令凌礫、悉剝取着衣等、還出濫訴、遮経 院奏、未蒙御裁断、刺召鈎神人等、付繩、差竹綱、将参鎌倉、吟歎罔極子細愁状、副進

在国神人解并同覆解各一通

左方神人家俊付東大寺所司解弁申状一通

在国神人等召鈎将参鎌倉交名一通

右、子細見于在国神人解、就状謹檢案内、於罪有淺深、釐斯以為明王之化徳、於犯有軽重、著之以為賢時之觀模<sup>⑧</sup>而神人之訴訟与義盛之解状、已水火也、最被召上義盛、被糺狼藉之真偽者、神威之繁華、朝家之静謐也、若夫依義盛之濫訴、被埋神人之憤鬱者、 山王三聖之瑕瑾、叡山四明之訴訟歟、夫自昔于今、雖狼藉惟多、打破御正躰、踏入泥砂、付繩於不誤之本神人、被加私之禁罰之事、 山王天降以来、所未承及也、希代之罪咎、取喻無物、抑北陸道神人之起者、山王大明神先垂跡於当浜之砌、次和光於台」<sup>⑨</sup>

…後略…

本文書は、越後国豊田荘における地頭開瀬義盛の在国神人への濫妨について「日吉社大津左右方神人等」が、近江の日吉本社にその訴えを提出した文書である。もとより本文書は神人側の解状であり、その実態を

そのまま伝えていかどうかは検討される必要がある。文書に「還出濫訴」とあり、地頭開瀬義盛側も訴えをおこしていたことがうかがえる。

『新発田市史』が既に述べているように、「而神人之訴状与義盛之解状已水火也」とあることから地頭開瀬義盛側の訴えは神人側の訴えと内容は相反しながらも対等な主張がなされていたようである。この訴訟の結果などは明らかではないが、北陸道東端の越後国における一事件が、日吉本社、院を巻き込んだであろう事態への発展は、当時の日吉社神人の広範かつ活発な活動を知る上で興味深い事例である。

本文書は、文書の奥に連署した近江国日吉社大津左右方神人等によって、日吉本社へ提出されたものであるが、この文書の作成過程を考察すると、訴訟における日吉社神人の重層的な関係の一端を読みとることができる。<sup>9)</sup>

本文書の構成は、副進の項目をはさみ、その内容から前半と後半に分けることができる。前半は、豊田荘において起こった地頭開瀬義盛の神人への濫妨について、かなり具体的な記述がなされている部分である。後半は、「右子細見于在国神人解」に始まり、地頭の「在国神人」への濫妨がいかに朝廷、神仏を侮る所業であるのかについて書かれ、この事態の深刻さを日吉社本社へ訴え、日吉本社による院奏（上奏）を要求している部分である。

この内容構成から前半は、実際に豊田荘にいた神人の訴状、あるいはその内容を記載したものであり、後半は、「在国神人」と客観的に豊田荘の神人をとらえていることから、豊田荘にはおらず、近江においてその中心的な役割を担った―この訴訟を「在国神人」から受けた「大津左

右方神人」らによって作成されたことが考えられる。これは、「在国神人」が「大津左右方神人」を通して日吉本社へ、そして日吉本社から院へという、日吉社神人の訴訟形態の一例を示すものである。<sup>10)</sup>東国の東端に位置した豊田荘の一訴訟でさえ、院奏への道がつけられる日吉社神人の組織力の強さがうかがえる。

また、この訴訟において驚くべきは、日吉社神人らの高度な情報収集能力であり、訴訟に対する準備の周到さである。後半部分には、先に述べたが、「神人之訴訟与義盛之解状、已水火也、」という記述がみえる。

これは、大津左右方神人が地頭の解状の内容を、この訴訟以前に把握していたことを示すものである。当の地頭開瀬義盛は、濫妨の末、神人たちを鎌倉へ連行しており、日吉社等へ解状を提出することは考えられない。これは、広範な活動を行った日吉社神人たちの情報収集ネットワークの存在を垣間見せるものである。このような訴訟準備と訴訟を可能にしたのは、人の往来の活発さがその背景にあったであろう。本訴訟においてもそれが遺憾なく發揮されたと考えられる。

さらに注目されるのは、副進された「左方神人家俊付東大寺所司解弁申状」である。事件の発生した現場が東大寺領ではあるが、「左方神人家俊」の弁申状に「付東大寺所司解」とあり、「日吉社大津左右方神人」の訴えに東大寺の解状が添付されていることは注目される。ここに登場する「左方神人家俊」がどの様な人物であったかは知ることはできない。しかし、「東大寺所司解」を受けて申状を書いていることから東大寺と近い関係にあったか、あるいは、豊田荘の支配において東大寺と日吉社の連絡的な役割についていたことが推測される。

本文書が「日吉本社」に提出される前につくられ、さらに「東大寺所司解」については、さらに本文書が作成される段階、あるいはそれ以前に作成されていたはずである。「東大寺所司解」とあるように、「解状」であることは、東大寺が「日吉社」に提出することは考えられない。この「解状」はおそらく、東大寺が「院」に訴えたものであり、それを日吉社神人が手に入れた、あるいは東大寺が日吉社による本訴訟を積極的に支持し協力したことが考えられる。

この解状の存在は、この訴訟以前にも地頭開瀬義盛と東大寺との間に何かしらのトラブルがあったことを示す。引用部分よりも後半においては、「或已用仏物之罪」と述べられていることから、地頭開瀬義盛が、これ以前に東大寺の「仏物」も収奪していることもうかがえる。東大寺が日吉社の訴訟に積極的に協力していくには、確かな理由があったのである。

開瀬義盛入部以前の越後国豊田荘内の年貢輸送や流通・交通は、東大寺公認のもとほぼ独占的に日吉社大津神人によって行われていたであろう。『新潟県史』が述べるように、「東大寺領諸荘田教所当等注進状」に在家の把握がされていないことから、東大寺側が在地の賦課をどのようにして遂行したか計り知ることができないものの、日吉社に大きく依存していたことが考えられる<sup>①</sup>。当然在地には東大寺の荘官がいたことは考えられるが、本所の東大寺は荘園支配の貫徹よりもむしろ年貢徴収に力を注いだのであろう。しかもそれは結果の重視であらう。つまり、東大寺は年貢の運搬には河川・潟湖・海運を駆使し流通交通の中心的な役割を担っていた日吉社に委託し、その輸送の保証を図ろうとしていたので

あり、東大寺よりむしろ日吉社の方が豊田荘内における権益、つまり流通・交通の掌握の保持のために積極的であったことがうかがえる。

このようにして、北陸道東端の越後国の北部にあり京都から遠く離れた豊田荘の事件は、京都の巨大権門寺社そして院を巻き込んだ訴訟に発展していったのである。このようなことが可能であったのは「在国神人」の訴えだけでは不可能であり、これは積極的態度で推進した「日吉社大津左右方神人等」の動きにあったことは見逃せまい。そして「日吉社大津左右方神人」——「北陸道神人」のネットワークが北陸道東部―越後国豊田荘にまで綿密にゆきとどいていたことを如実にものがたる事例であり、このネットワークの東部である越後国豊田荘が「日吉社大津左右方神人等」によって重要な位置づけをされていたことをうかがえるのではないだろうか。

また、この訴訟は、「在国神人」による日吉本社への「寄沙汰」という意味合いをもっていたことが推測される。「寄沙汰」については笠松宏至氏が詳細に言及されているが、それによって本訴訟を考えるならば、「寄沙汰」が法廷戦術であったということだけではなく、在国神人が本訴訟においても、日吉本社の自力救済代行Ⅱ「決断訴訟」の要素を多分に期待していた可能性があるとするのであってはならないだろうか<sup>②</sup>。日吉社をあげての地頭開瀬義盛への報復がその裏には期待されていたもおかしくない。これは、当時の神人の活発な活動の実態をふまえれば自然であり、北陸道東端に位置した越後国の豊田荘「在国神人」も例外ではなかったのではないだろうか。

河川潟湖の世界が展開した越後国において、国内の交通・流通は大き

く水運に頼っていた。河川の結節点であった福島潟を有する豊田荘は、内水面においても、日本海海運においても重要なポジションを占めていた。この河川交通の把握は莫大な利潤を生むはずである。潟湖・河川は、流通・交通による経済的な恩恵に留まらず、戦時においてもその輸送力の大きさからその支配をめぐる争いが絶えなかったことは後の史料からも明らかなことである。

そのようななか、豊田荘内に存在していた「在国神人」らは、この年貢の運搬に限らず多くの流通・交通に重要な役割を担っていたはずである。このように河川潟湖の世界にあった越後国豊田荘において「日吉社大津左右方神人等」と「地頭開瀬五郎義盛」との対立は、必然であった。城氏滅亡後の大關所地帯の一部である越後国豊田荘の地頭による勢力は力による制圧によって、まず発展していったのであろう。ここに関東有力御家人による越後国場北地域における在地支配の展開の一端がみえる。その展開過程を探るにあたって河川潟湖の支配―流通・交通の支配がその焦点であった。

豊田荘内における河川潟湖の支配を担ってきた日吉社神人は、この危機において、日吉本社をその活動の後ろ盾とし、その利権を守つていくとしたのである。

このような神人に対して、地頭開瀬義盛は在国神人への濫妨として、「山王三聖御正躰」を奪って、破損した上に泥中に踏み入れるという暴挙を行った。これは、新たに入市してきた地頭開瀬義盛が在地の支配を押し進める象徴的な行為の一つとしてとらえることができる。

河音能平氏が述べられているように、日吉社に代表される神人たちは、

各地域に末社を勧請し精神的な連帯を形成していた。河音氏は保安元（一一二〇）年に淡路国司が賀茂社領生穂荘を新立荘園として停廃しようとしたときに、生穂荘鎮守の「神宝を投棄て、神殿を破損」したという『中右記』（保安元年四月六日条）をあげ、賀茂社が荘民を「イデオロギー的」に把握していたことを述べ、鎮守を破損する行為は、宗教的なイデオロギー支配を否定する行為として成立していたことを述べている。

開瀬義盛が山王社の「山王三聖御正躰」を破損したこの行為は、まさにそれまでの山王社による精神的・宗教的イデオロギーによる人的支配を破壊するためのものであったと評価できる。<sup>13</sup> 流通・交通の支配をめぐる対立の象徴的行為であらう。

承久元（一一一九）年四月日の「後鳥羽院宣下文案」のなかで豊田荘地頭が寺務を横領し、東大寺の実質的な支配が不可能となった。<sup>14</sup> おそらくこれとともに、在国神人たちの活動もまた地頭に大きく影響されることとなったであらう。

## 二 「越後国奥山荘預所藤原尚成和与状」<sup>15</sup>

越後国奥山荘は、現在の新潟県中条町・黒川町のほとんどを含み、荒川村・加治川村・関川村の一部を荘域としていた。荘内には、胎内川が流れているが、中世段階においては現在のように直接日本海には流れず、砂丘に阻まれながら北上し、荒川と合流して日本海に注いでいた。

胎内川は、「奥山荘波月条近傍絵図」においては、「太伊乃河」とみえ

る。<sup>16</sup> 絵図によって、この流域に「高野市」・「七日市」という市が成立していたことや、地頭屋敷が河川付近にあったことをうかがうことができ、地頭の所領についての領有意識はかなり強いものであったが、それは河川潟湖についても同じである。「さんやかかいのころとなく」と書かれた「河村秀久議状案」は、そのことを如実にものがたるものである。<sup>17</sup>

本節が対象とする仁治元（一二四〇）年二月二十七日の「越後国奥山莊預所藤原尚成和与状」は、宝治合戦に直接参加せず、その難を逃れた地頭高井時茂が奥山莊の支配を強化していく状況において、先例に任せて越後国奥山莊の請所権を獲得したことを示すものである。また、これに対して、同年十月十日には「関東下知状」が発給されている。<sup>18</sup> これらの文書は直接に日吉社神人について述べる史料ではないが、越後国における流通・交通の変化において見逃すことのできない史料である。

### 【越後国奥山莊預所藤原尚成和与状】

「尚成」

□ 御米京定佰斛 但、代之時者、石別錢陸佰文定  
一、御服錦什両 但、代之時者拾

右、預所与地頭成和与儀天、令言上事□於領家之処、被□  
之由被仰下「随自先例、為請所、至于子々孫々」

預所入部、此条尚成敢以不可相違、就中、非預所私議

領家之仰旨也、次地頭志等更不可為例進、夫領□□  
前也、次口米同止之了、又大津問事、如元可為地「  
惣者御米・御服、自御倉元之外、不可有領家預所御  
口入之状、所定如件、

仁治元年九月廿七日

預所右近將監藤原尚成（花押）

### 【関東下知状】

越後国奥山莊預所右近將監尚成「

兵衛三郎時茂相論条々

一、檢注事

一、年貢納法事

一、大津問事

一、口米事

一、地頭別進并夫領綱丁志不可為例事

右条々、雖遂対決、尚成与時茂令和与畢、如尚成去九月

廿七日和与状者、京定御米佰石色代時者右石別錢陸佰文・御服

給所別錢陸佰文先例依為請所、不可有預所入部之状、「

令停止畢、地頭志不可為例、夫領綱丁以同

地頭成和与儀、申上領家之処、被聞食之由、被仰畢、□

子々孫々不可有相違云々取詮者、任彼状、可致沙汰之状、

依鎌倉殿仰下知「

仁治元年十月十日

前武藏守平朝臣（花押）

『新潟県史』は、これによって「大津間」は先例にしたがって地頭高井時茂の進止下におかれたこと。そして、実態は明らかではないとしても、この「大津間」は、琵琶湖沿岸の大津であり、奥山荘からの年貢などの諸物資の運輸・保管業務に従事するものであったことを推測できるとしている。さらに、「大津間」は、地頭高井時茂の進止下におけることとなったものの、それによって地頭高井時茂に唯一隷属していたとは考えにくいとし、奥山荘のみではなく、他の荘園に対しても同様の運輸・商業活動を広範に行っていたことが考えられるとしている<sup>19</sup>。

ここにみられるように、越後国奥山荘において、年貢等の輸送について分担保体制が存在していたことは、大変興味深いことであり、また、地頭の権益強化のなかにおいても、「大津間」など広範な商業活動に従事する人々が、多くの地頭（など）と手を結んでいた可能性は、彼らの活動に大きく作用する転換期にあったことがうかがえるのではないだろうか。

本文書と「関東下知状」の二つの文書によって「大津間」は、「先例」に任せて地頭高井時茂の進止下におかれることとなった。このことは、これ以前において既に地頭が奥山荘の年貢輸送の責任を負っていたことを示している。奥山荘の年貢輸送は、実質的に地頭が掌握していたのである。しかし、本文書と「関東下知状」の発給という事態は、地頭と預所の間で、「大津間」の進止をめぐる確執を想定できる。地頭によ

る「先例」は、決して単純なものではなかったといえるが、二つの文書によって地頭の進止は、決定的なものとなった。

地頭が「大津間」進止権を獲得できた背景にはいかなる原因があったのか。本文書の一年前に出された延応元（一二三九）年七月二十六日付と同年九月十七日付の鎌倉幕府追加法にその事情を読みとることができないのではないだろうか<sup>20</sup>。

【鎌倉幕府追加法一一六条】

一 以山僧補預所并地頭代事、相互喧嘩之基也、仍於補地頭代事者、一向可令停止之由、被下知畢、若令違犯者、隨聞及可被注申也、補預所職事、同可被停止之旨、可被触申本所、但至山門領預所職者、不及子細歟、可被存其旨之状、依仰執達如件、

延応元年七月廿六日

前武藏守 判  
修理権大夫 判

【鎌倉幕府追加法一二〇条】

一 諸国地頭等、以山僧并商人借上輩、補地頭代官事  
右、為貪當時之利潤、不顧後日之煩費、以如此之輩、補地頭代官之間、偏忘公物之備、只廻私用之計、因茲、新儀之非法不止、本所之訴訟無絶、前々者代官有答之時、正員被加誠、然而其代官等更不見

懲歟、於自今以後者、随罪科之輕重、可被行其科也、然則以如此之輩補代官事、一切可從停止之由、兼可令加下知給之状、依仰執達如件、

延応元年九月十七日

前武藏守判

修理權大夫判

相模守殿 越後守殿

二ヶ月弱という短期間に同様の主旨の追加法が出されていることは、この事態の深刻さをものがたっている。七月二十六日付の法によれば、山僧―延暦寺僧徒を預所・地頭代官とすることを山門領を除いて停止している。さらに九月十七日付の法にいたっては、その適用範囲を商人・借上輩と拡大している。この二つの法令から、地頭が山僧・商人・借上等を地頭代官として補任することが行われていたことが明らかになり、幕府はその傾向を停止する姿勢を示していることがわかる。

地頭が山僧・商人・借上等を地頭代官にして何を行ったのか。このことについては九月十七日付の法で知ることができる。「当時の利潤を貪らんがため、後日の煩費を顧みず」と述べられているように、山門―延暦寺のもつ政治的・経済的な力を背景にした山僧の力を利用することで、地頭が荘内および本所関係において利益を得ることが可能であったこと<sup>21</sup>。そして、「公物の備進」をせず、私用して利益を得ることが可能となる状況が生じていたのである。「本所の訴訟絶ゆるなし」という文言は、事態の進行の広範さを如実にあらわしている。預所もまた同様である。

この事態は、在京の本所と在地の地頭、そしてそれをつなぐパイプ的な役割を果たす山僧・商人・借上―そしてそのなかには当然神人身分のものもいたであろうが、その三者の関係の構造の変化が読みとれるのではないだろうか。この二つの法令は明らかに地頭の在地における権益強化の実態を示すものである。そしてそれは、パイプ役の流通・交通を担う人々を取り込むかたちで行われていったのである。

高井時茂がなぜ「大津問」をその進止下におかなければならなかったのか。それはやはり京都接点、流通網の掌握に他ならないのではないだろうか。そして、預所の年貢などの諸物資は地頭請として奥山荘から大津までは地頭の手に移るのである。そしてその年貢・諸物資を運ぶ「大津問」は実質的に地頭代官的な役割を担うことになる。大荘園地帯である揚北地域は鎌倉幕府成立以前は、その年貢・諸物資の運搬は荘園管理者が日吉社神人などを中心とする流通・交通従事者に委託しその責任は一貫して年貢徴収者が保持していたのである。

今回の事例では、先に述べた豊田荘における事例とは異なり、「大津問」の排除ではなく、その進止権の獲得という既成の構造を継承する状態で進出したといえる。

地頭がこの流通と交通を担う人々を進止下における条件とは何であったのか。その一つはおそらく実質的な河川の領有そして、その過程における「力」による制圧であろう。

そして、もう一つは、幕府の権威を背景とした交通網の掌握であったのではないだろうか。後年のものとなるが、次にあげる二つの鎌倉幕府追加法において検討したい。<sup>22</sup>

【鎌倉幕府追加法四八五条】（弘安四（一二八二）年四月廿四日）

一 津料河手事

先年被留畢、而近年所々地頭等、押取之間、為諸人之煩云々、於帶御下知者、不及子細、其外至押取之輩者、可令停止、若違犯者、可有其科之由、可令相触其國中、猶以不承引者、可令注進交名之状、依仰執達如件、

【鎌倉幕府追加法五四〇条】（弘安七（一二八四）年六月三日付）

条々 諸国一同被仰下畢

一 河手事

一 津泊市津料事

一 沽酒事

一 押買事

右四ヶ条、所被禁制也、於河手者、帶御下知之輩者、不及子細之由、先日雖被仰下、同被停止畢、守此旨可被相触越中越後兩國、若令違犯者、可令注申給之由、被仰下候也、仍執達如件、

弘安七年六月三日

肥後宮内左衛門尉殿

二階堂于時盛中越後守護也  
沙信濃判官入道、行一在判彌在判

四八五条で注目すべきは「於帶御下知者、不及子細、其外至押取之輩

者、可令停止、」とみられるように、地頭の河手津料の徴収権が鎌倉幕府の「下知状」によって保証されていたこと。「其外」の地頭までもそれに乗じてかたちで河手津料を押領するという事態が存在していたことである。そして五四〇条によって、「一 河手事」・「一 津泊市津料事」が「帶御下知之輩」も含めて「禁制」されることとなったのである。「諸国一同被仰下畢」の条文であり、「守此旨可被相触越中越後兩國」とあることから「越後国」の所々地頭に適用されたことと「越後国」においてもこのような事態が存在していたことを知ることができる。

地頭は「寄船」を慣習的に「押領」していたこと、そしてそれは河川・潟湖においても考えられ、地頭の海岸・河岸等の権益としての存在を知り得る。さらに地頭は河手津料の徴収権を鎌倉幕府の「下知状」により保証されていたこと、そして実際は、その「下知状」の有無に関わらず実力行使に行っていたことがわかるのである。また、幕府が河手津料の徴収権の任命権を有していたことも同時に知ることができる。

これらのような、地頭の権益ともいべきものは海運・河川・潟湖を交通することが絶対条件である流通・交通に従事する人々―山僧・商人・借上・そして神人等が地頭の領域内に限定されるにしても、地頭によってその流通・交通の「権利」を保証される事態が発生せざる得なかったのではないだろうか。これらの事情が先の三者の関係構造の変化を生み出したのである。「越後国奥山莊預所藤原尚成和与状」はこのような社会状況のなかで作成されたものであり、全く無関係であったとは考えられないのである。また「越後国奥山莊預所藤原尚成和与状」の後、年貢輸送において地頭が責任をもつという事態は、その責任を全うすべ

く地頭が「大津間」などの舟運従事者に対して強く関与していったことが想定される。

### 三 「法橋某奉書案写」<sup>(23)</sup>

十三世紀半ば、越後府中にも「日吉社神人」が存在していたことが本文書からうかがうことができる。

遠江入道殿御下知者「」之御判

日吉社大津左右方神人長者等事、当府中神人背先例、不随神役由事、折紙副在家被遣之候、子細明之条、仍預如状者、神人等不勤仕有限之社役之由候也、事实者、存知之旨、甚無其謂、早任旧例、不可懈怠神役、又万雑公事間事、同可依先例之由、可令守成敗給之由 所候也、仍執達如件、

仁治二年六月十日 法橋庄円(マ)

越後守護 中務大夫殿

仁治二(一二四一)年六月十日付の本文書の発給は、越後国府中神人が、先例に背いて神役に随わないことが発端となった。この事態に「日吉社大津左右方神人長者等」は、当時の越後国守護名越朝時にこれを訴えた。それを受けた名越朝時が本文書に書かれている内容の裁断を下し、法橋庄円を通じて越後守護(守護代の誤り)中務大夫に伝えているとい

う状況である。

本文書で注目されるのは、「府中神人」の本来その総括者たる「日吉社大津左右方神人長者」からの離反。そして、その対処として、「日吉社大津左右方神人長者等」が「府中神人」の神役懈怠を武家勢力である守護に訴えているという事態の発生である。

「府中神人」の神役懈怠という事態について、もはや「日吉社大津左右方神人長者等」は、統制する力を失っていた。事態は、神人对神人の構図であり、神人間の関係が変化したことがうかがえる。

この内部対立の解決を「日吉社大津左右方神人長者等」が、「日吉本社」ではなく、守護名越朝時に委ねたということは、第一節で述べた事態とは、全く異なる事態である。これは、その実効性の確信があったこと、つまり、守護による「府中神人」への統制が実態として成立していたことを示すものではないだろうか。

守護の神人への統制は、どのようにして実現されていたのであろうか。

これ以前の鎌倉幕府法に、守護・地頭による神人の把握が相論の必要から把握がされていく流れが存在している。<sup>(24)</sup>

【鎌倉幕府追加法六七条】(天福二(一二三四)年三月一日付)

一 西国住人等号神人、構事於左右、好奇物功物之沙汰、致狼藉間、守護所地頭代等、及相論之時者、忽及喧嘩云々、不致沙汰者、定彌乗勝欺、甚不便也、神民於致狼藉者、可被解却神職、若非職之輩、

募神威令濫行者、可被処罪科之由、可被触申別当眞首也、抑向後自由濫吹、尋取神人交名并在所注文、可被召仰守護人地頭等、随訴訟出来、為致穩便之沙汰、存此旨可被申沙汰之状、依仰執達如件、

天福二年三月一日

武藏守 判

相模守 判

駿河守殿

これは、「西国住人」においてではあるが、神人の活動範囲を考えれば、決して限定されるとは考えがたい。「寄沙汰」という行為は、本論一に述べてきたように地方から中央を巻き込んだものもあつたからである。ここでは、神人の向後の自由濫吹を抑えるために、「神人交名并在所注文」を「守護人地頭等」によつて「尋取」られることが述べられている。つまり、延応元年において全国とまではいえないが、西国地域もしくはその勢力が強い地域においては「守護地頭」が在国「神人交名并在所注文」を尋取り、訴訟に備えて守護、地頭に保存されていた可能性がある。これは、幕府機関―守護・地頭が神人の把握に踏みこんだ事態を示しているといえる。神人の人的把握はあくまでもその神人の所属する寺社にしかよらないはずであつた。しかし、ここにおいて神人把握は守護・地頭にも委ねられた。

これに続いて、延応元（一二三九）年四月十三日付の鎌倉幕府追加法一〇三条では、幕府が「神人」に対し「関東」へ召し下し、幕府によつて裁断することが述べられている。<sup>25</sup> ながく「傍輩」を懲らす「神人」へ

の裁断はついに「関東」で行われるに及ぶ。そして、延応元（一二三九）年四月廿四日付鎌倉幕府追加法一一三条において「狼藉輩無道方者、解却其職、」と「神人」の解任まで踏みこんでいくのである。<sup>26</sup> これらの神人への統制は、諸国において守護・地頭によつて遂行されたのである。笠松宏至氏は、幕府の神人・山僧の寄沙汰行為に対する態度を「自己の管轄外に対してあれほど拒否的で細心であつた幕府の一般的態度からみれば、ひとつの例外であつたといえる。」と評されている。<sup>27</sup> 幕府は、神人等へ「強硬の態度」をもつて臨んだのであり、そのことが守護・地頭による神人把握への大きな足がかりとなつたのではないだろうか。

さらに、守護の神人統制の場合は、石井進氏が明らかにされたように、守護が国衙機構を取り込むというかたちにおいて、より強力に実現されていったであろう。<sup>28</sup> 承久の乱の一時を除き関東御分国であつた越後国においては、顕著であつたのではないだろうか。

このような幕府による強力な神人統制という流れと、守護の国衙機構との結びつきが強化される過程によつて、守護名越朝時は、着実に神人の統制を成し遂げたであろう。「日吉社大津左右方神人長者等」が守護名越朝時に訴え出したことは、それをよく示しているのである。

文書には「又万雑公事間事、同可依先例之由、」とある。「同可依先例之由」ということは、この「府中神人」には以前から「万雑公事」が賦課されていたことがわかる。これは「免在家」として「府中神人」の「在家」は把握されていなかったことを示すが、「万雑公事」について、守護である名越朝時は、国務掌握者としてこれについて触れているのである。この「府中神人」に二重の賦課が課せられているという事態は何

を意味しているのか。網野善彦氏はこのことについて、「これは一面で、大津神人の北陸道における組織が、国主、守護の保証を得ることによって成り立っていたことを示すもの」としている。<sup>29</sup> もはや、日吉社神人たることが流通交通の保障となり得ない事態がその裏に存在しているのである。

今回の「日吉社大津左右方神人長者等」の訴えは、「北陸道神人」組織の訴えを受けて行われた可能性も否定できない。このような人々は、いわば「純粹」な「日吉社神人」といえるであろう。このような人々が多く「府中」にいたことは間違いない。しかし、「府中」において「日吉神人」に組織化された住人―「舟運」に携わっていた人々も多く存在していたはずである。場所が「府中」―直江津であることを考えるならば、越後国内の多種多様な年貢・物資・人間が集積していたのは当然であり、「日吉社神人」は越後国内の舟運の組織化の要求、越後国における地域的な舟運従事者はさらなる舟運範囲の拡大、もしくは「特権」の獲得という要求、それら相互のニーズが結節した場所でもあったはずである。「日吉社」というバックは、幕府による統制の強化によって衰退を余儀なくされたのではないか。承久の乱の一時期を除き「関東御分国」であり、守護・国守においても幕府の中枢に位置する人物が統治した越後国においては特に強く、「日吉社」による「特権」はかえって「障害」になっていったと考えられるのである。

「府中神人」という認識はもはや「府中神人」といわれる人々から遊離し、「日吉社」の長者側の認識のみとなっていたのだろう。その実態は「府中神人」であった人々は元の如く「府中住人」となり、舟運はそ

れまで通り行うという在地の状況の発生である。これは、第二節で述べた流通・交通をめぐる「在国神人」と「地頭開瀬義盛」のような「力」の衝突ではなく、流通・交通従事者の「特権」を保証する主体の見極めと新たな特権付与主体として登場した「守護」のはたらかけというように相互の利害関係が絡み合いながら進展していったのではないだろうか。守護であり国務をも掌握していた名越朝時は、この過程を容易にすめ流通と交通を把握していったのであろう。

#### おわりに

一三世紀における越後国における流通と交通をめぐる、残された史料をもとに、その変化について検討していく作業を行ってきた。

建仁二年六月日付「近江国日吉社大津左右方神人等解写」では、それまで越後国豊田荘において流通をほぼ独占的に掌握してきたと考えられる「在国神人」等と豊田荘に新たに入部し、自らの勢力を拡大しようとした地頭開瀬五郎義盛との衝突をみた。福島潟から阿賀野川、日本海へという流通・交通網とそれを担う人々の掌握をめぐる旧勢力と新勢力の最初の衝突である。そこでは、従来の流通・交通の掌握を「日吉本社」の権威を頼って守ろうとした越後国「在国神人」とその解状に積極的に答えた日吉本社との周到な活動と綿密なネットワークがあった。

「越後国奥山荘預所藤原尚成和与状」からは、預所と地頭高井氏の和与の背景のひとつとして、「大津問」の把握について考えた。鎌倉幕府追加法によれば、地頭が利潤を得るため、山僧や借上・商人等を地頭代

官とする行為があったこと。また、地頭が河手津料徴収権を鎌倉幕府から「関東下知状」によって保証されようがされまいが徴収していたこと。そして、このような地頭による河川・潟湖の支配強化は、流通と交通を担った人々がそれまでの権門大寺社の支配から鎌倉幕府権力―地頭にその保障と権利を求めるようになるのではないかと考えた。それは、権門大寺社から鎌倉幕府権力へという流通・交通における「特権」付与者との関係の変化が確実に進行している事態ととらえた。幕府勢力による流通・交通の権益拡大は、それまでの「日吉社大津神人」などの在地における「神人」把握に大きな後退をせまった。

「法橋庄円奉書写」では、越後府中における日吉社神人に対する「日吉社大津左右方神人」の支配の後退をみた。「神役懈怠」という在地の流通・交通従事者の日吉社からの独立が認められるにいたるのである。そして、流通・交通をになう人々の把握は、国務を掌握し、特権付与者としての守護へと一元化していく。

中世初期の北陸道において広範囲活動した「日吉社神人」―「北陸道神人」は、次第にその姿を消していくこととなる。この理由として、網野善彦氏は「山門・日吉社の北陸道に対する影響力が、守護の力の増大とともに退潮していった」ことに求められている。その進行の勢いは、在地において強力な支配を展開した地頭との関わりが存在していた。強力に在地支配を押し進めた地頭の活動は、「神人」といわれた流通・交通に携わる人々に変化をもたらした。彼らは、したたかに状況を見極めて、自らの活動を保証し得る勢力に与していったのではないだろうか。それは、東国においては「山門・日吉社」よりも「鎌倉幕府」であった。

とくに越後国においては、そのおかれた状況から顕著であったのではないだろうか。

中世初期において、「日吉社神人」は「神人」であることによって「特権」を得ることができた。それは、「神人交名」に名を載せた個人が習得できる性質のものであった。それに対し、鎌倉幕府が「特権」を与えたのは、個人ではなく「船舶」となる。「特権」が個人から遊離した事態が発生していく。それは、豊田武氏が述べるように、「商工業者が、神人となって神社に奉仕するのは、神社が宗教的にもその地方に大きな勢力をもっていたから」であり、「商工業者がそれらの保護を受けなくとも、営業的に独立するようになれば、神社から離れるのは自然の勢」とした事態を一層加速させたであろう。<sup>(註)</sup>一三世紀前半の越後国は、流通・交通をめぐる環境は、大きな転換を遂げたのである。

#### 註

(1) 『新潟県史 通史編二 中世』序章 一一頁―一二頁。坂井秀弥「水辺の古代官衙遺跡―越後平野の内水面・舟運・漁業―」(小林昌二編『越と古代の北陸』名著出版 一九八七)。坂井氏によれば、日本海から信濃川に入ると、越後の三分の二以上の範囲に到達することが可能だという(二九七頁)。

(2) 『新潟県史 通史編二 中世』第一章第一節 三九―四三頁。鎌倉幕府創立期、城氏一族の滅亡によって揚北地域(阿賀野川以北)には大關所地が登場することとなった。『新潟県史』は、越後国において地頭職を獲得したのは源氏の一族や京下りの官僚、そして関東の有力御家人たちであり、平安末期以来、越後国で成長を遂げてきた武士が本領安堵の

地頭職を補任された明証は見出せないことを明らかにしている。そしてこれは同じく奥州藤原氏の滅亡後、鎌倉幕府の独占的な支配が進行する地域である陸奥国・出羽国の状況とかなり近いものであったとする。

(3) 「江藤文書」『新潟県史 資料編五』四三二一五号・『鎌倉遺文』一三〇九号。尚、本論は『新潟県史』による。

(4) 新発田市図書館蔵。この様相は、中世にまで遡る。

(5) 前掲書「水辺の古代官衙遺跡―越後平野の内水面・舟運・漁業―」坂井氏は、豊田荘内である現豊浦町にある八世紀から九世紀にかけての曽根遺跡から離れた地域の窯の焼き歪みのある須恵器が出土していることから、この遺跡を窯場から須恵器・土師器を集積し、不良品や器種の選別分類を行い、消費地へと運搬する遺跡としている。古代以来、この福島潟が河川流通と交通、そして日本海交通の上で重要な機能を有していたことがうかがえる(三二七頁～三二八頁)。

(6) 『鎌倉遺文』二二〇七号。

(7) 「越後国豊田荘地頭字開瀬五郎義盛」は、『吾妻鏡』において「開瀬修理亮義盛」・「開瀬修理亮」・「修理亮義盛」・「開瀬修理亮義盛」としてその名を確認できるとどまる。いずれも將軍頼朝にしたがって各行事に参加している。「開瀬」か「関瀬」かは定かではなく、出自も不明であり、家系も「嫡男開瀬太郎」以外は知られていない。ともに登場する御家人はいずれも有力御家人である。(『新発田市史 上巻』第三章 一〇三～一〇五頁に詳しい)。「新潟県史」は、「頼朝の死後鎌倉幕府内部における政治的地歩の後退が、義盛をして在地に向かわせざるを得なかったのではないだろうか。」としている。(『新潟県史 通史編二 中世』第一章第二節 四六頁)。

(8) 『新発田市史 上巻』一〇五頁。

(9) 本文書への連署が確認されるのは、以下の十五名である。藤原宗成・

藤原頼康・散位物忌正家・散位藤原貞政・散位丹治助能・前右京進大江貞資・右方長者散位文屋通貞・藤原盛賢・藤原有定・藤原景頼・筑前権介藤原則貞・散位泰盛遠・散位藤原盛康・散位藤原季家・左方長者散位藤原有賢。文書は以下残欠である。

(10) 網野善彦氏は、文書中の「北陸道神人」の記述に注目され、北陸道における大津神人の組織の存在、佐渡を含む北陸道諸国における大津神人の存在を推定されている。網野善彦「北陸の日吉神人」二六八頁。(『日本中世の百姓と職能民』平凡社 一九九八年)。この訴訟において「北陸道神人」がどのように関与したかは知ることはできないが、本訴訟においても重要な役割を担っていたであろう。

(11) 『新潟県史 通史編二 中世』第一章第二節 一一一～一一五頁。

(12) 笠松宏至『日本中世法史論』第七章 二 寄沙汰(東京大学出版会 一九七九年)。

(13) 河音能平「王土思想と神仏習合」三〇三頁。(岩波講座『日本歴史』中世 岩波書店 一九七六年)。

(14) 『鎌倉遺文』二五〇九号 「東大寺具書」。「新潟県史 通史編二 中世」第一章第二節 一一五頁。『新発田市史 上巻』一〇五～一〇六頁。

(15) 「山形大学所蔵 中条家文書」『新潟県史 資料編四』一七八四号・『鎌倉遺文』五六二四号。

(16) 「中条町役場所蔵」『新潟県史 資料編四』二三四〇号。

(17) 「反町英作氏所蔵 河村家書」『新潟県史 資料編四』一五八二号。

(18) 「山形大学所蔵 中条家文書」『新潟県史 資料編四』一七四九号・『鎌倉遺文』五六二六号。

(19) 『新潟県史 通史編二 中世』第一章第二節 一一五～一一八頁。

(20) ともに、佐藤進一・池内義資『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』(岩波書店 一九五五年)。

(21) 『中世社会政治思想 上』日本思想大系二一(笠松宏至氏執筆分)(岩波書店 一九七二年)。

(22) とともに、前掲『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』。

(23) 「古案記録草案」『新潟県史 資料編四』二二一一号・『鎌倉遺文』五八八四号・『上越市史 資料編三 古代・中世』三九号。本論の引用は『上越市史』によった。

(24) 前掲『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』。

(25) 前掲『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』。

(26) 前掲『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』。

(27) 前掲『日本中世法史論』。

(28) 石井進『日本中世国家史の研究』「I 鎌倉幕府と国衙との関係の研究 第六章幕府と国衙の歴史的发展 第二節 幕府と国衙の關係の地域的发展」三六六頁〜三六八頁。(岩波書店 一九七〇年)。石井氏は、安芸国「祇園神人兄部職」となった守護の目的は、「単に国衙在庁機構を抑えるだけではなく、さらに交通・商業活動をもとらえようとしていたのだ」と考えることはできぬであろうか。」とされている。守護による河川潟湖の流通・交通、海運に携わる人々の掌握は、その重要性が高かった越後国においてはなおさらであったのではないか。また、戸田芳実氏は、『医心方』(巻二十五 四十七・四十八・四十九紙)の紙背文書の年月日欠「雑事注文」の国衙が把握する国内の項目について述べられている。そのなかで、「国内の神社仏事関係については、寺社に下す符、寺社の員数とその得分、免田とその得分から、神民等・先達等・巫女にまで及んでいた。」ことを読みとられている。「神民等事」の具体的な内容はうかがえないが、国衙が神人に関して詳細な調査が行われていたことを推測できるものである。そしてこのことは、守護の神人統制の関与への可能性を含む。(戸田芳実「院政期北陸の国司と国衙」『初期中世社

会史の研究』東京大学出版会 一九九二年)一〇〇〜一〇五頁。

(29) 網野善彦「職能民の存在形態―神人・供御人制」(『日本中世の百姓と職能民』平凡社 一九九八年)二六四頁。

(30) 前掲「北陸の日吉神人」二七二頁。

(31) 前掲「北陸の日吉神人」二七二頁。

(32) 豊田武「中世の商人」(豊田武著作集第三巻『中世の商人と交通』吉川弘文館 一九八三年)二六六頁。

(付記) 本論文は、新潟大学田村裕教授の御指導のもと執筆した新潟大学教育学部・二〇〇〇年度卒業論文「中世日本海の流通と交通をめぐって」が基礎となっている。本論執筆にあたり、青森県史編さんグループの古川淳一氏、本田伸氏に御教示いただいた。御礼申し上げたい。

(すが・かずのり 青森県史編さんグループ非常勤嘱託員)